

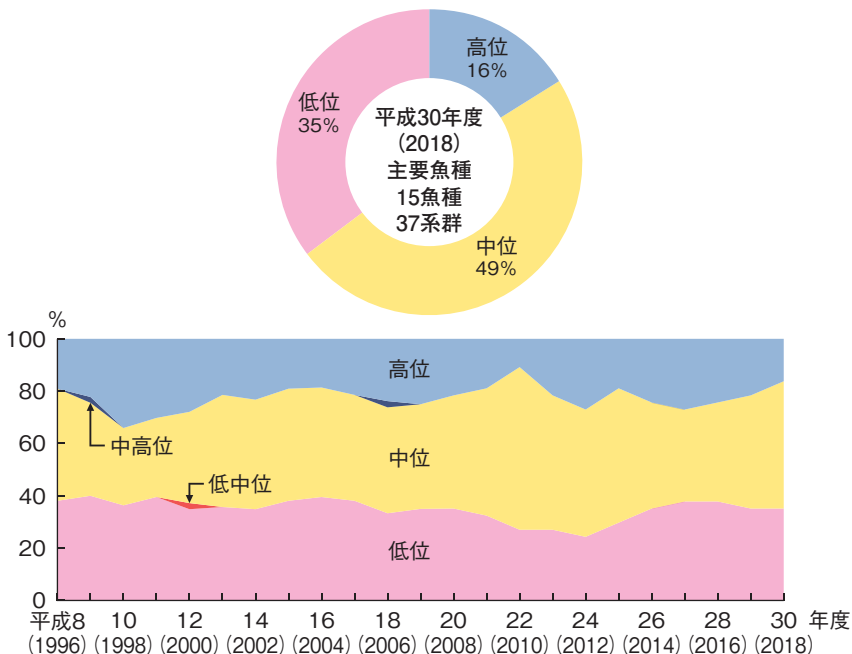
# 第3章 平成29年度以降の我が国水産の動向

## 第1節 水産資源及び漁場環境をめぐる動き

### (1) 我が国周辺の水産資源

- 水産資源の管理には、資源評価により資源量やその水準と動向を推定し、結果に基づいて適切な管理措置をとることが不可欠。
- 新漁業法では、必要な情報収集のための資源調査の実施により、全ての有用水産資源の資源評価を行うよう努めることなどが規定。
- 平成30(2018)年度の我が国周辺水域の資源評価結果(50魚種84系群)では、資源水準の高位が14系群、中位が29系群、低位が41系群。
- 国民生活上主要な15魚種37系群では、資源水準の高位が6系群、中位が18系群、低位が13系群。

我が国周辺の資源水準の状況と推移(主要魚種)



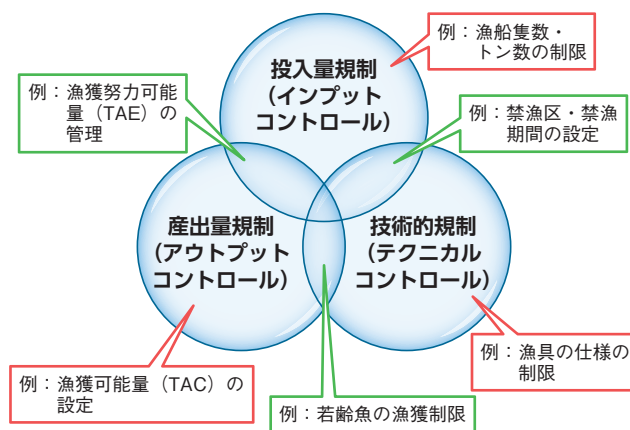
資料: 水産庁・(研)水産研究・教育機構「我が国周辺水域の漁業資源評価」に基づき水産庁で作成

### (2) 我が国の資源管理

#### (ア) 我が国の資源管理制度

- 資源管理の手法は、1) 投入量規制(インプットコントロール)、2) 技術的規制(テクニカルコントロール)、3) 産出量規制(アウトプットコントロール)の3つに大別。我が国では、漁業の特性や漁業者の数、対象となる資源の状況等により、様々な手法を組み合わせることで資源の適切な管理を実施。
- 新漁業法においては、漁獲可能量による管理を行うことを基本。
- 採貝・採藻、定置網漁業、養殖業等については漁業権制度、沖合・遠洋漁業等については許可制度等に基づき資源管理を実施。
- 漁獲可能量(TAC)制度はこれまで8魚種を対象に実施。
- 今後、TAC制度は新漁業法に基づいて実施。TACは最大持続生産量の実現のために維持・回復させるべき目標となる資源水準の値などの資源管理目標に従い設定。
- 新漁業法では、IQ方式を実施する準備が整った漁業・海域について、IQ方式による資源管理を行い、準備の整っていない管理区分における漁獲量管理は、漁獲量の合計による管理を実施。

資源管理手法の相関図



## 漁業権漁業にかかる水面の立体的・重複的な利用のイメージ図

操業（6月）イメージ



操業（12月）イメージ



### (イ) 資源管理計画に基づく共同管理の取組

- 我が国では、公的な規制に加え、休漁、体長制限、操業期間・区域の制限等、漁業者が自主的に取り組む資源管理も重要な役割。
- 平成23（2011）年度より、国及び都道府県が「資源管理指針」を策定し、これに沿って関係する漁業者団体が「資源管理計画」を作成・実践。計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象に、「資源管理・収入安定対策」を実施。

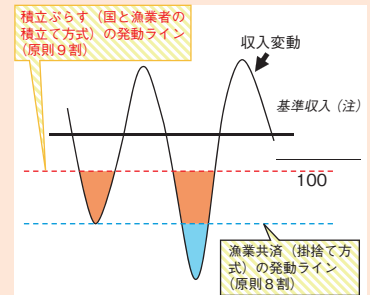
### 資源管理・収入安定対策の概要

#### 資源管理への取組

- > 国・都道府県が作成する「資源管理指針」に基づき、漁業者（団体）が休漁、漁獲量制限、漁具制限等の自ら取り組む資源管理措置について記載した資源管理計画を作成し、これを確実に実施。
- > 養殖の場合、漁場改善の観点から、持続的養殖生産確保法に基づき、漁業協同組合等が作成する漁場改善計画において定める適正養殖可能数量を遵守。

#### 漁業収入安定対策事業の実施

- 漁業共済・積立ぶらすを活用して、資源管理等の取組に対する支援を実施。
- ✓ 基準収入（注）から一定以上の減収が生じた場合、「漁業共済」（原則8割まで）、「積立ぶらす」（原則9割まで）により減収を補てん
  - ✓ 漁業共済の掛金の一部を補助
  - ※ 補助額は、積立ぶらすの積立金（漁業者1：国3）の国庫負担分、共済掛金の30%（平均）に相当

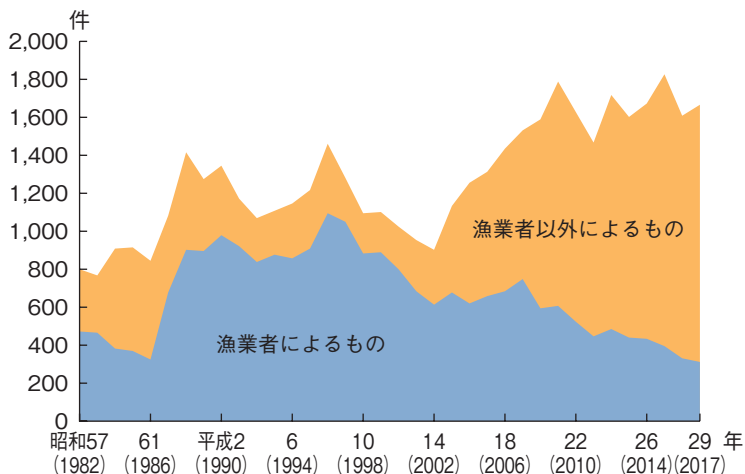


(注) 基準収入：個々の漁業者の直近5年の収入のうち、最大値と最小値を除いた中庸3年間（5中3）の平均値

### (3) 実効ある資源管理のための取組

- 漁業監督官等が、海上保安官及び警察官とともに取締任務に当たるとともに、漁業協同組合を中心とした各地の漁業者も、漁場の監視、通報等の密漁防止活動や流通対策を実施。
- 平成29（2017）年における全国の漁業関係法令違反の検挙件数は、1,834件（うち海面1,731件、内水面103件）。漁業者以外による密漁が増加。特に、反社会的勢力が組織的に行う磯根資源の密漁が横行。
- 新漁業法では、犯罪者に対して効果的に不利益を与え、密漁の抑止を図るため、特定の水産動植物を採捕する者への罰則を新設するなど、大幅な罰則強化。

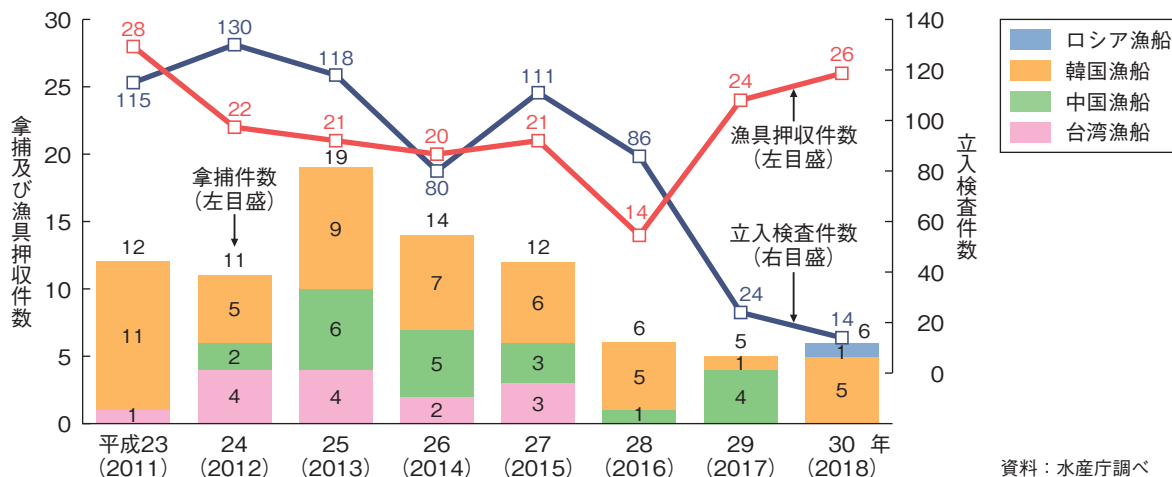
#### 我が国の海面における漁業関係法令違反の検挙件数の推移



資料：水産庁調べ

- 平成30（2018）年の水産庁による外国漁船の取締実績は、立入検査数14件、拿捕件数6件、違法設置漁具等の押収件数26件。
- 日本海の大和堆周辺水域では、北朝鮮籍漁船等による違法操業が増加傾向にあることから、漁業取締船を重点的に配備し、放水等の厳しい対応により退去。この結果、外国漁船に対して平成30（2018）年には延べ5,315件の退去警告等を実施。
- 我が国周辺水域における外国漁船の違法操業に対処するため、平成30（2018）年1月、水産庁長官を本部長とする水産庁「漁業取締本部」を設置。平成29（2017）年度から取締船（現在7隻）の増隻を開始し、令和3（2021）年度に9隻となる見込み。
- 違法操業が多発する水域・時期における重点的な取締りの実施などにより、違法操業に厳正に対処。

#### 水産庁による外国漁船の拿捕・立入検査等の件数の推移



資料：水産庁調べ



北朝鮮漁船に放水措置を行う漁業取締船



ロシア大型冷凍トロール漁船に対して立入検査に入る漁業監督官

## (4) 資源を積極的に増やすための取組

- 各地で一定の大きさまで育成してから放流して資源を積極的に増やす種苗放流の取組を実施。
- 親魚の一部を獲り残して次世代の再生産を確保する「資源造成型栽培漁業」の取組等を推進。
- 国は、沖合域にマウンド礁等を造成する「フロンティア漁場整備事業」を実施。資源の増殖等に効果。
- 内水面では、内水面漁業協同組合が、アユやウナギ等の種苗放流や産卵場の整備を実施。
- 水産業協同組合法の改正により、内水面の漁業協同組合における個人の正組合員資格について、河川と湖沼の組合員資格を統一するとともに、「水産動植物を増殖する者」を新たに追加。

### コラム 第38回 全国豊かな海づくり大会

平成30(2018)年に高知県で開催された「明治150年記念第38回全国豊かな海づくり大会～高知家大会～」は、平成30(2018)年が明治元(1868)年から起算して満150年に当たることから、明治150年記念行事として、「森・川・海かがやく未来へ水の旅」を大会テーマに開催。



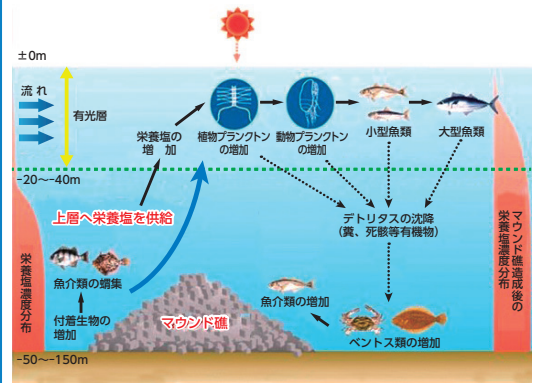
稚魚等をお渡しになる  
上皇上皇后両陛下  
(写真提供：高知県)

同大会には、上皇上皇后両陛下が皇太子同妃両殿下であられた第1回の開催当時から御臨席。

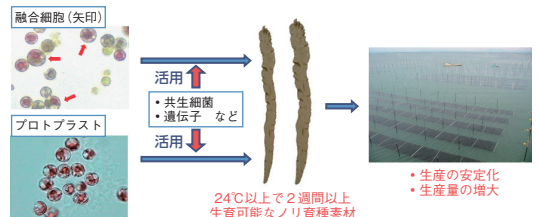
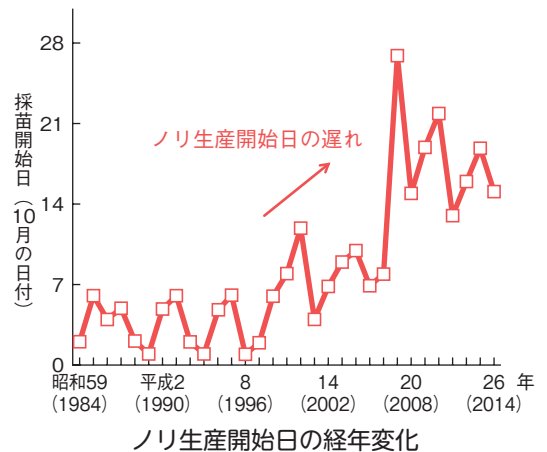
## (5) 漁場環境をめぐる動き

- 藻場・干潟の保全や機能の回復による生態系全体の生産力の底上げが重要。地方公共団体による藻場・干潟の造成と漁業者等による保全活動が一体となった広域的な対策を推進。
- 養殖漁場では漁業協同組合等が「漁場改善計画」を策定。「資源管理・収入安定対策」による支援で養殖漁場の環境改善を推進。
- 瀬戸内海を中心として、窒素、リン等の栄養塩類の減少等が海域の基礎生産力を低下させている可能性が指摘。栄養塩類が水産資源に与える影響の解明に関する調査・研究を推進。
- 新漁業法では、漁業協同組合等が赤潮監視等の保全活動を実施する場合に、都道府県が申請に基づき漁協等を指定し、新たに一定のルールを定めて沿岸漁場の管理業務を行わせることができる仕組みを創設。
- 内水面では、「内水面漁業の振興に関する基本方針」に基づき、関係府省庁、地方公共団体、漁業協同組合等と連携の下、漁場環境再生の取組を推進。
- 気候変動に対して、人工衛星等による観測によりモニタリングしていく必要。また、温室効果ガスの排出抑制等による「緩和」と、避けられない影響に対する「適応」の両面からの対策が重要。「適応」に関しては、高水温への耐性を持つ養殖品種の開発等を推進。
- プラスチックごみによる海洋汚染問題が注目。環境や生態系、漁獲物への混入等漁業にも影響。平成30(2018)年6月に海岸漂着物処理推進法の改正が行われ、同月に閣議決定された「第4次循環型社会形成推進基本計画」において「プラスチック資源循環戦略」を策定することを規定。水産庁では、漁業・養殖業におけるプラスチック使用量削減方策や環境に配慮した素材への転換等の検討を行うとともに、浮遊するマイクロプラスチックを摂食した水産生物の生態的情報を調査。
- 持続的な漁業活動のためには、海洋環境等を健全に保つことが重要。近年、国際的に設定の動きが加速している海洋保護区(MPA)は、水産資源の増大にも寄与するとの考えから、適切な管理等を推進。

### マウンド礁のメカニズム



### ノリ養殖における秋季高水温の影響評価と適応計画に基づく取組事例



細胞融合技術やプロトプラスト選抜技術等の育種技術を用いた高水温適応素材開発の流れ

資料：(研)水産研究・教育機構

## (6) 野生生物による漁業被害と対策

- 近年、トド、ヨーロッパザラボヤ等による漁業被害が顕在化。特に、北海道周辺では、トド等による漁具の破損、漁獲物の食害等が多く発生。国では、都道府県の区域を越えて広く分布・回遊し、広域的な対策により被害の防止・軽減に効果が見通せるものについて、出現状況に関する調査と情報提供、被害軽減のための技術開発、駆除活動等を支援。
- 内水面では、オオクチバスやカワウ等による資源の食害が問題。防除対策を推進。

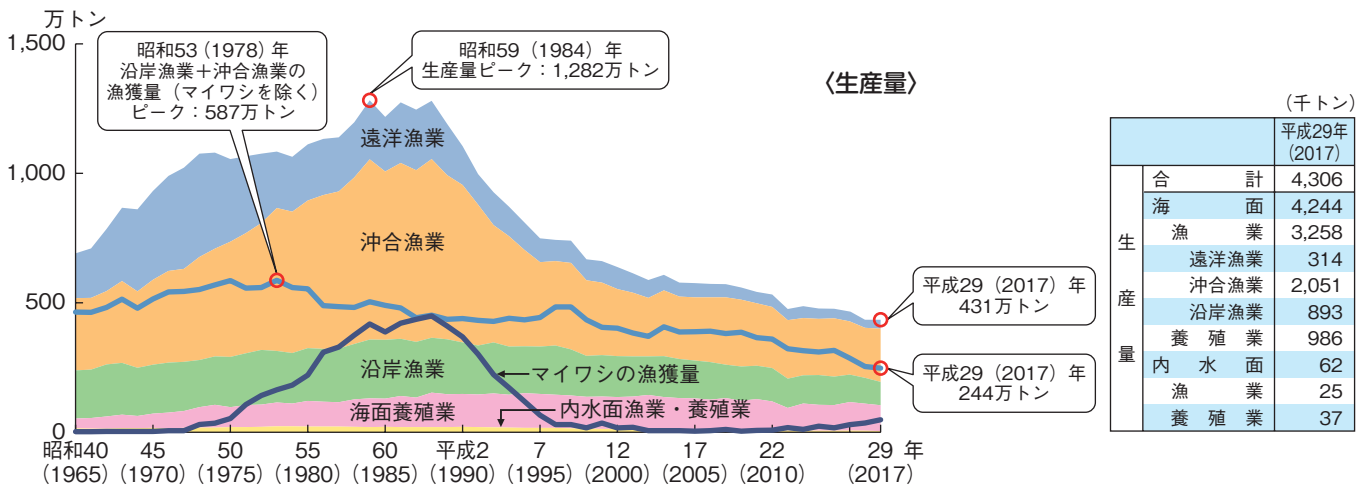


## 第2節 我が国の水産業をめぐる動き

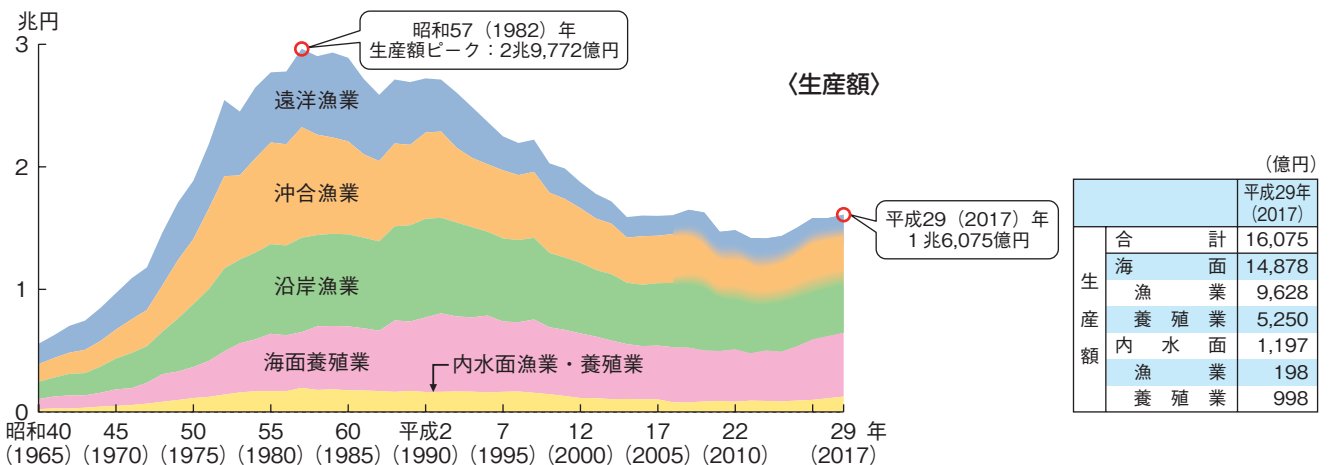
### (1) 漁業・養殖業の国内生産の動向

- 平成29（2017）年の漁業・養殖業生産量は、前年から5万トン減の431万トン。うち海面漁業は前年並みの326万トン。サンマ等が減少し、マイワシが増加。海面養殖業は5万トン減の99万トン。ホタテガイ等が減少。内水面漁業・養殖業は1千トン減の6万2千トン。
- 我が国の漁業・養殖業の生産額は、平成25（2013）年以降増加に転じ、平成29（2017）年の漁業・養殖業の生産額は、前年から219億円増の1兆6,075億円。うち海面漁業は、前年並みの9,628億円、海面養殖業は153億円増の5,250億円、内水面漁業・養殖業は59億円増の1,197億円。

### 漁業・養殖業の国内生産量・額の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」



資料：農林水産省「漁業産出額」に基づき水産庁で作成

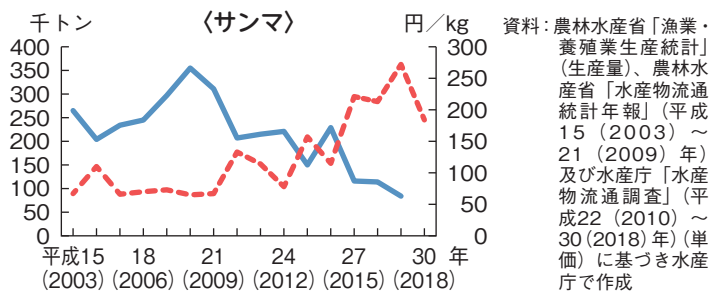
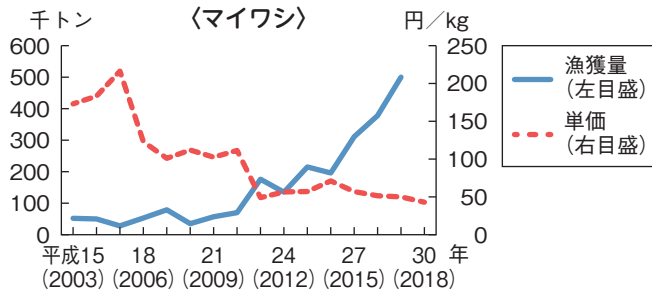
- 注：1) 平成19（2007）～22（2010）年については、漁業・養殖業生産量の内訳である「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」は推計値。  
2) 漁業生産額は、漁業産出額（漁業・養殖業の生産量に産地市場卸売価格等乗じて推計したもの）に種苗の生産額を加算したもの。  
3) 海面漁業の部門別産出額については、平成19（2007）年から取りまとめを廃止。

## (2) 漁業経営の動向

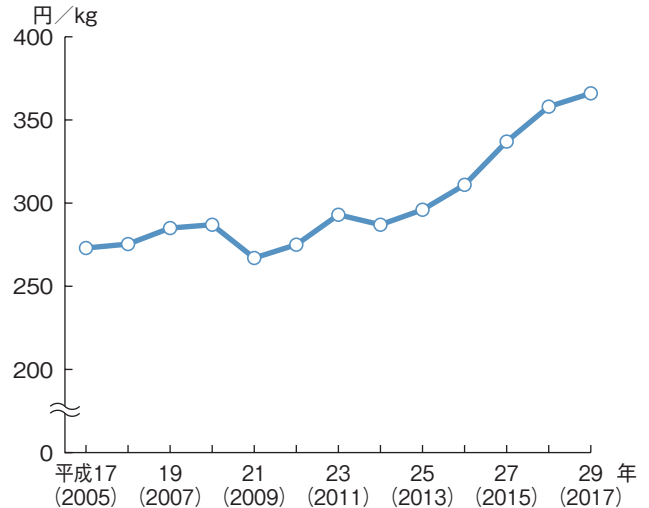
### (ア) 水産物の産地価格の推移

- 水産物価格は、各魚種の漁模様や、海外の漁業生産状況、国内外の需要動向等の影響を複合的に受けて変動。
- 漁業及び養殖業の平均産地価格は、近年、上昇傾向。平成29（2017）年には、前年から8円/kg上昇し366円/kg。

#### 漁獲量と価格の推移



#### 漁業・養殖業の平均産地価格

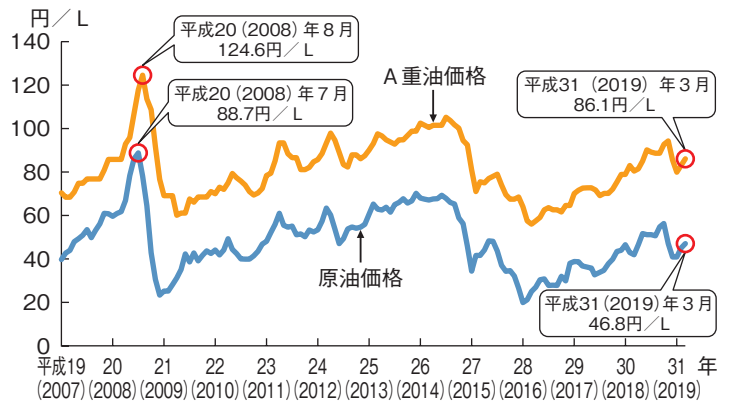


資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」及び「漁業産出額」に基づき水産庁で作成  
注：漁業・養殖業の産出額を生産量で除して求めた。

### (イ) 漁船漁業・養殖業の経営状況

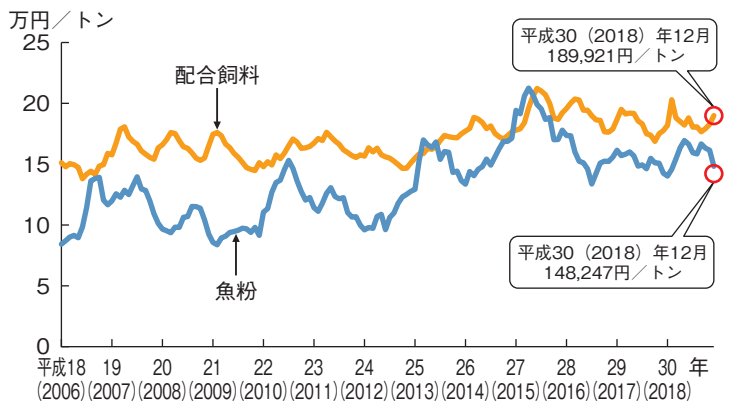
- 平成29（2017）年の沿岸漁船漁業を営む個人経営体の平均漁労所得は、前年から16万円減少し、219万円。漁労外事業所得を加えた事業所得は239万円。
- 漁船漁業を営む会社経営体では、平成29（2017）年度は漁労利益の赤字が続いているものの、水産加工等による漁労外利益を加えた営業利益は1,815万円の黒字。
- 我が国の漁業で使用される漁船は高船齢化が進み、平成30（2018）年度、指定漁業の許可漁船では、船齢20年以上の船が全体の57%。
- 燃油の価格は過去10年ほどの間、大きく変動。近年、総じて上昇傾向で推移。
- 平成29（2017）年の海面養殖業を営む個人経営体の漁労所得は、前年から162万円増加して1,166万円。
- 魚粉の輸入価格は、中国を中心とした飼料需要の拡大や、魚粉原料となるペルーカタクチワシの漁獲量の減少により、平成27（2015）年4月には平成17（2005）年平均価格の約2.6倍まで上昇。その後はやや落ち着いて推移。
- 燃油・配合飼料価格が上昇したときに影響を緩和するため、国と漁業者の拠出により補てん金を交付。

#### 燃油価格の推移



資料：水産庁調べ

#### 配合飼料及び輸入魚粉価格の推移



資料：財務省「貿易統計」、(一社)日本養魚飼料協会調べ、水産庁調べ

### (ウ) 所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン」

- 「浜の活力再生プラン」は、漁業所得を5年間で10%以上アップすることを目標とし、実現するための方策を地域自ら考え実施するもの。平成31（2019）年3月末までに672件が実施段階に。
- 平成27（2015）年度からは、より広域的な競争力強化のための取組を行う「浜の活力再生広域プラン」もスタート。平成31（2019）年3月末までに152件が策定、実施。

#### 事例 地域ごとの事情に即した「浜の活力再生プラン」

##### 1) 三重県大紀町地域水産業再生委員会

三重県特産の海藻類、柑橘類等を加えた飼料で養殖した「伊勢まだい」の生産の拡大や新たなブランド「伊勢ぶり」の生産を開始。



伊勢まだい  
(写真提供：三重県)

##### 2) 福岡県糸島市地域水産業再生委員会

サワラの高鮮度処理による魚価向上の取組やカキ小屋事業による集客等により地元水産物の消費拡大にも大きく貢献。

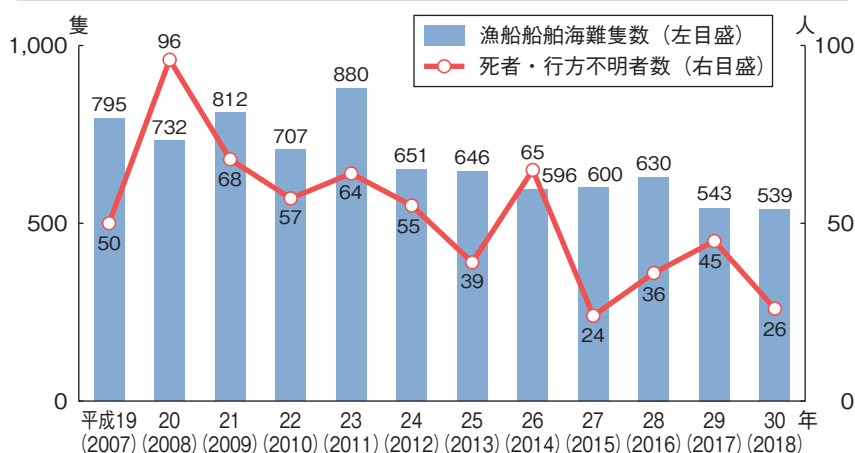


カキ小屋

### (3) 漁業労働環境をめぐる動向

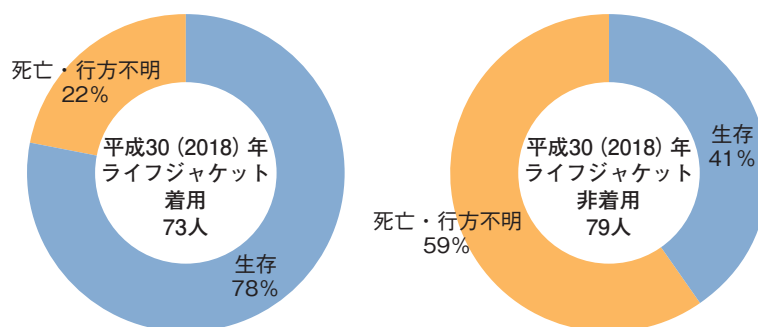
- 平成30（2018）年の漁船の船舶海難隻数は539隻、漁船の船舶海難に伴う死者・行方不明者数は26人。
- 平成30（2018）年における漁船からの海中転落者（船舶事故以外の理由によるもの）は73人、うち死者・行方不明者は47人。
- 海中転落時には、ライフジャケットの着用が生存に大きな役割。国では、小型船舶におけるライフジャケットの着用義務の範囲を拡大し、平成30（2018）年から、原則、全ての船舶において船室の外にいる全ての乗船者にライフジャケットの着用を義務付け。
- 海上ブロードバンドの普及に関して、水産庁では関係省庁と連携し、漁業者のニーズに応じたサービスが提供されるよう通信事業者等を交えた意見交換や水産関係団体への情報提供等を実施。

#### 漁船の事故隻数及び事故に伴う死者・行方不明者数の推移



資料：海上保安庁調べ

#### ライフジャケットの着用・非着用別の漁船からの海中転落者の生存率



資料：海上保安庁調べ

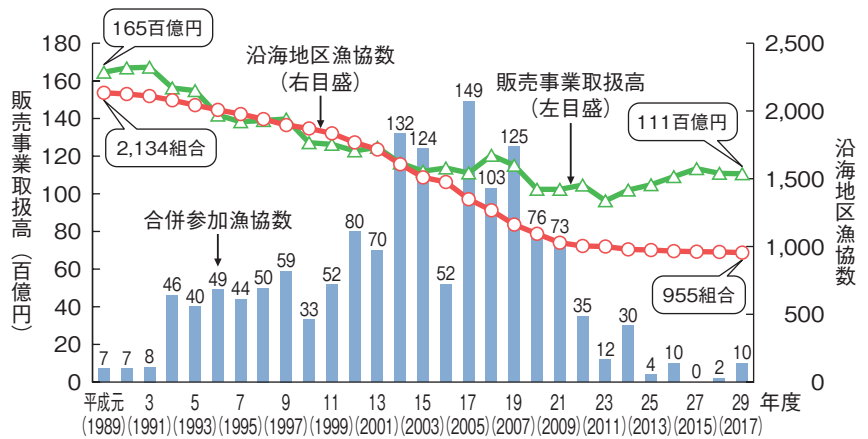
### (4) 「スマート水産業」の推進等に向けた技術の開発・活用

- ICT技術やドローン・ロボット技術等を活用し、漁業・養殖業現場への導入・普及が重要。
- 生産から流通にわたる多様な場面で得られるデータの連携・共有・活用を可能とする「水産業データ連携基盤（仮称）」を構築し、データのフル活用による効率的・先進的なスマート水産業への転換につなげていくことが期待。

## (5) 漁業協同組合の動向

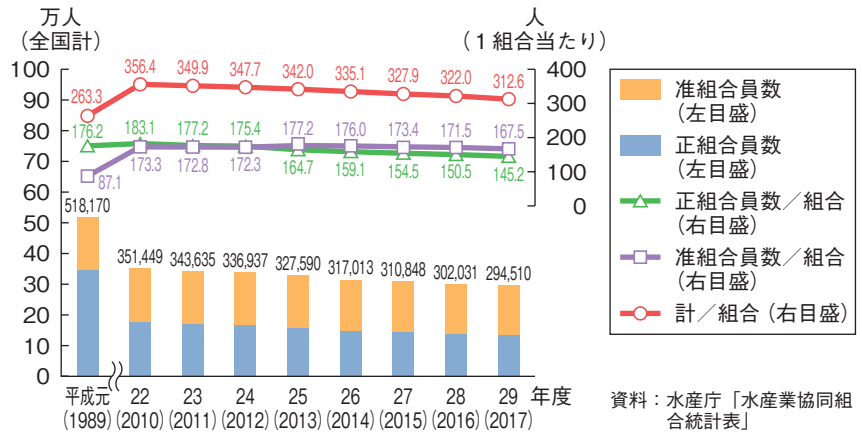
- 漁業協同組合は、漁業経営の改善、水産資源の適切な利用と管理等、漁村の地域経済や社会活動を支える中核的な組織。
- 平成30(2018)年3月末現在の組合数は955組合。
- 漁業者数の減少に伴って組合員数の減少が進んでおり、依然として零細な組合が多い状況。
- 合併等により組合の事業及び経営の基盤を強化するとともに、販売事業の一層の強化を図る必要。
- 水産業協同組合法の改正により、漁業協同組合の役割として漁業者の所得向上を明記するとともに、組合の理事に販売の専門能力を有する者を登用する旨を規定。また、漁業協同組合システムの信用事業の健全性の確保を図るため、信用漁業協同組合連合会及び一定規模以上の漁業協同組合に公認会計士監査を導入。

### 沿海地区漁業協同組合数、合併参加組合数及び販売事業取扱高の推移



資料：水産庁「水産業協同組合年次報告」（沿海地区漁協数）、「水産業協同組合統計表」（販売事業取扱高）及び全国漁業協同組合連合会調べ（合併参加漁協数）

### 漁業協同組合の組合員数の推移



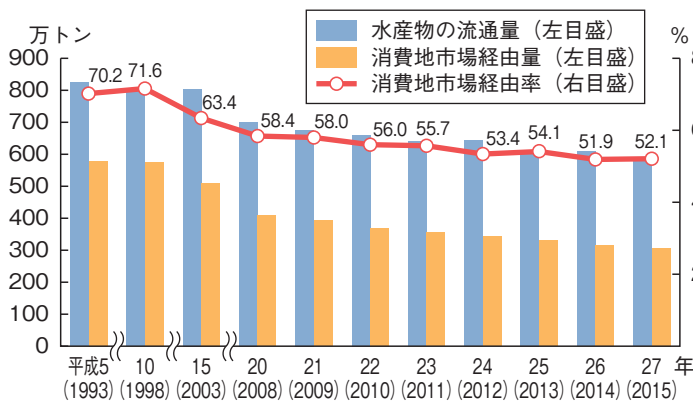
資料：水産庁「水産業協同組合統計表」

## (6) 水産物の流通・加工の動向

### (ア) 水産物流通の動向

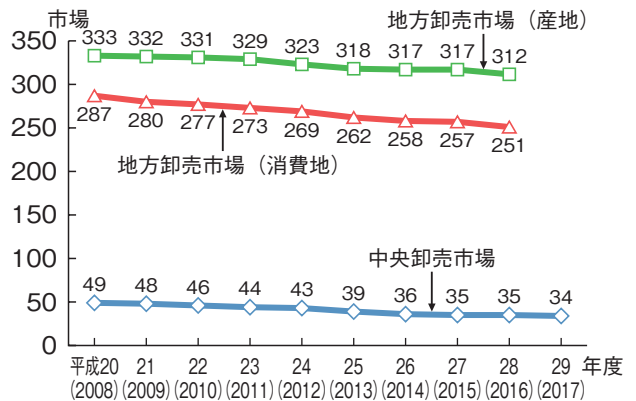
- 平成27(2015)年の水産物の消費地市場経由率は52%。
- 水産物卸売市場の数は産地卸売市場、消費地卸売市場とも減少。
- 消費地卸売市場は、水産物を効率的に流通させる上で重要な役割。一方、産地卸売市場は価格形成力が弱いことが課題であり、市場統廃合等により維持・強化を図っていく必要。消費地卸売市場を含めた食品流通は多様化する実需者等のニーズに的確に対応していくことが重要。

### 消費地市場経由量と経由率の推移



資料：農林水産省「卸売市場データ集」

### 水産物卸売市場数の推移



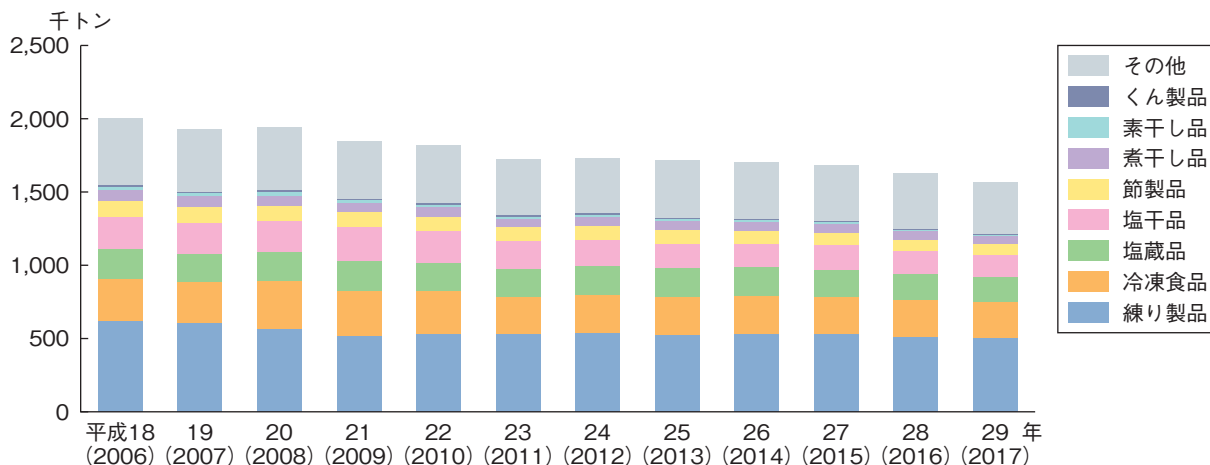
資料：農林水産省「卸売市場データ集」

注：中央卸売市場は年度末、地方卸売市場は平成23(2011)年度までは年度当初、24(2012)年度からは年度末のデータ

## (イ) 水産加工業の動向

- 水産食用加工品の生産量は平成29（2017）年には、前年から6万トン減の157万トン。
- 近年の消費者の食の簡便化・外部化志向の高まりにより、水産物消費における加工の重要性が増加。多様化する消費者ニーズを捉えた商品開発が必要。
- 加工原料や従業員の確保が水産加工業の重要な課題。

### 水産加工品生産量の推移

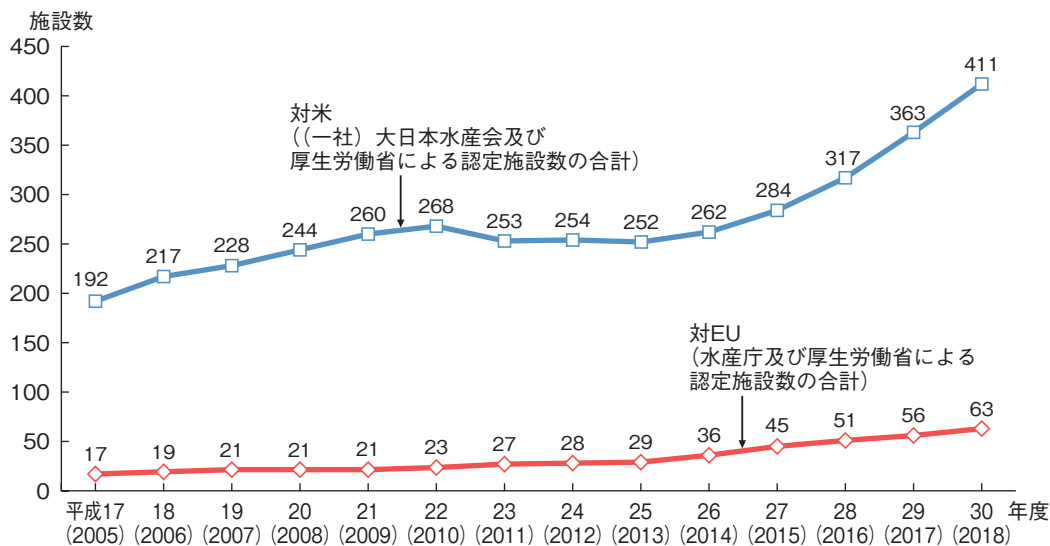


資料：農林水産省「水産物流通統計年報」（平成21（2009）年以前）、「漁業センサス」（平成25（2013）年）及び「水産加工統計調査」（その他の年）  
注：水産食用加工品とは、水産動植物を主原料（原料割合50%以上）として製造されたものをいう。焼・味付のり、缶詰・びん詰、寒天及び油脂は除く。

## (ウ) HACCPへの対応

- 米国やEU等に水産物を輸出する際には、水産加工施設等に米国やEUで求められているHACCPの実施と施設基準への適合が必要。
- このため、国では、一般衛生管理やHACCPに基づく衛生管理に関する講習会の開催等を支援するとともに、EUや米国への輸出に際して必要なHACCPに基づく衛生管理及び施設基準などの追加的な要件を満たした施設の認定を取得するための水産加工・流通施設の改修等を支援。
- 対EU輸出認定施設の認定の加速化のため、平成26（2014）年10月より厚生労働省に加え水産庁も認定主体に。平成31（2019）年3月末現在、水産加工業等における対EU輸出認定施設数は63施設、対米輸出認定施設数は411施設。
- 水産加工業者を含む食品等事業者においては、平成30（2018）年6月に食品衛生法等の一部が改正され、HACCPに沿った衛生管理等の実施に取り組むことが必要。

### 水産加工業等における対EU・米国輸出認定施設数の推移



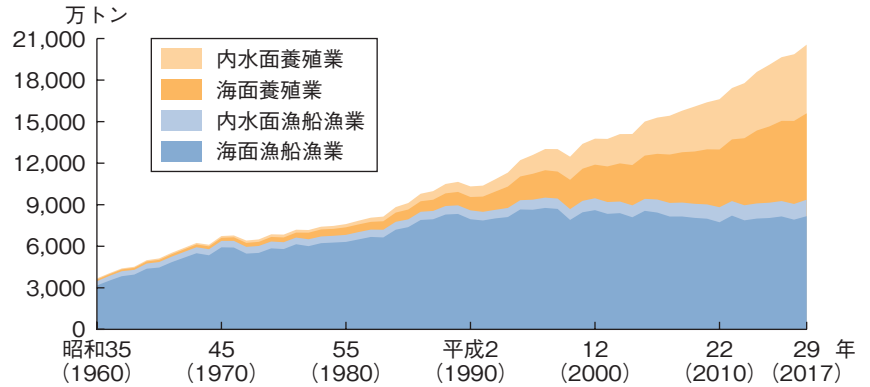
資料：水産庁調べ

### 第3節 水産業をめぐる国際情勢

#### (1) 世界の漁業・養殖業生産

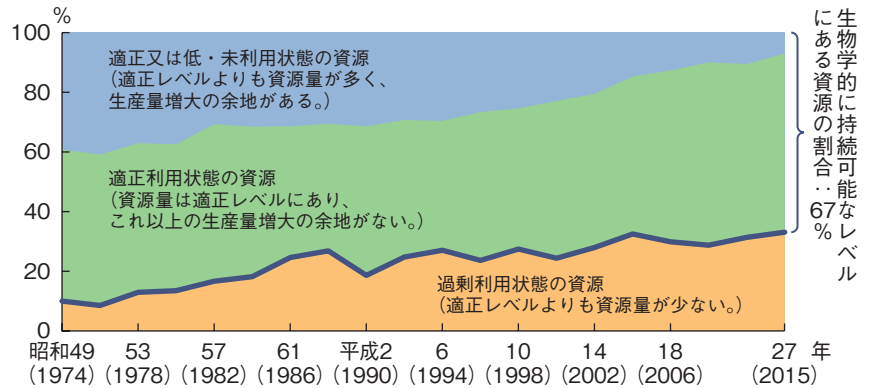
- 平成29(2017)年の世界の漁業・養殖業生産量は前年から3%増の2億559万トン。このうち漁船漁業生産量は横ばい傾向、養殖生産量は急激に増加。
- 漁船漁業生産量は、EU、米国、我が国等ではおおむね横ばいから減少傾向。中国、インドネシア、ベトナム等で増加。
- 養殖生産量は、海面及び内水面の双方で大きく増加。海面では紅藻類、褐藻類が、内水面では、コイ・フナ類が特に増加。海面、内水面ともに中国が突出。
- 生物学的に持続可能なレベルで漁獲されている状態の世界の水産資源の割合は漸減傾向。平成27(2015)年には67%が生物学的に持続可能(うち生産量増大の余地のある資源は7%)、33%が過剰利用。

#### 世界の漁業・養殖業生産量の推移



資料：FAO「Fishstat」、農林水産省「漁業・養殖業生産統計」に基づき水産庁で作成

#### 世界の資源状況

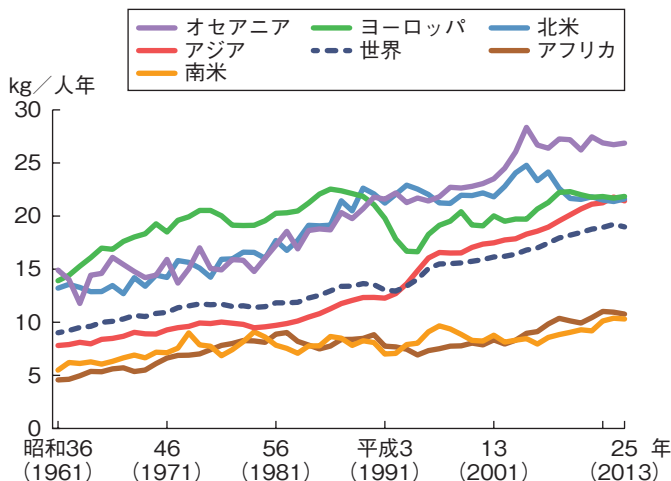


資料：FAO「The State of World Fisheries and Aquaculture 2018」に基づき水産庁で作成

#### (2) 世界の水産物消費

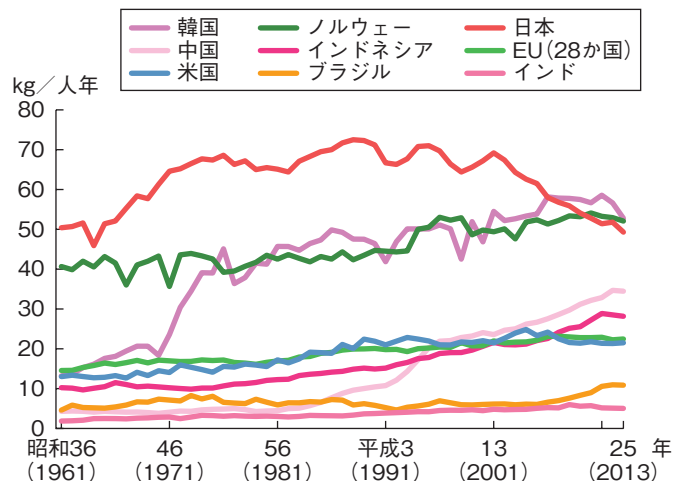
- 世界の1人当たりの食用魚介類消費量は、食品流通の国際化、たんぱく質を多く含む食品を中心とした食生活への移行等により、過去半世紀で約2倍に。特に中国等の新興国での伸びが顕著。
- 日本は高水準にあるものの、50年前と同水準まで減少。

#### 地域別の世界の1人1年当たり食用魚介類消費量の推移(粗食料ベース)



資料：FAO「FAOSTAT (Food Balance Sheets)」

#### 主要国・地域の1人1年当たり食用魚介類消費量の推移(粗食料ベース)

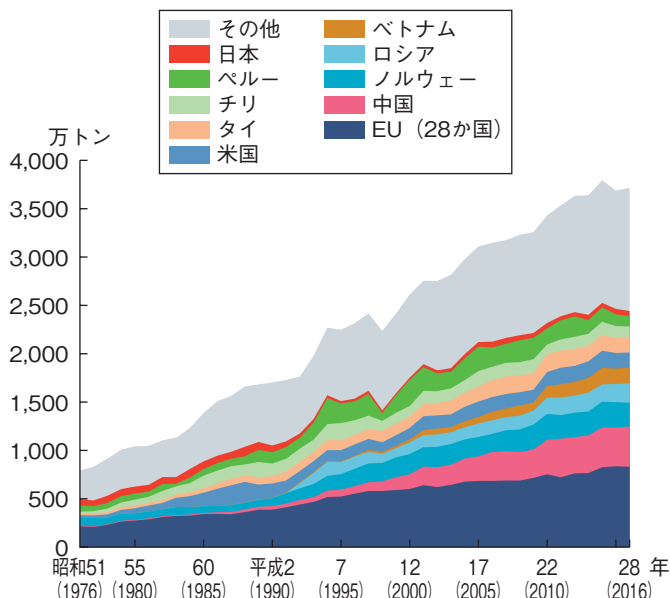


資料：FAO「FAOSTAT (Food Balance Sheets)」(日本以外の国)及び農林水産省「食糧需給表」(日本)

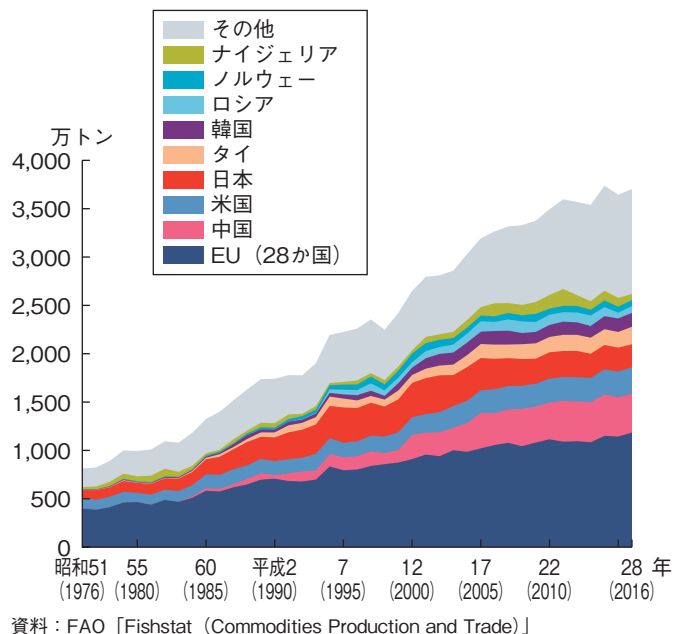
### (3) 世界の水産物貿易

- 水産物貿易は量、額（価格）とも総じて増加傾向。輸出量では、EU、中国、ノルウェーが上位。輸入量ではEU、中国、米国が上位。
- 輸出入金額の面では中国は世界最大の純輸出国。EU、米国、日本が主な純輸入国・地域。

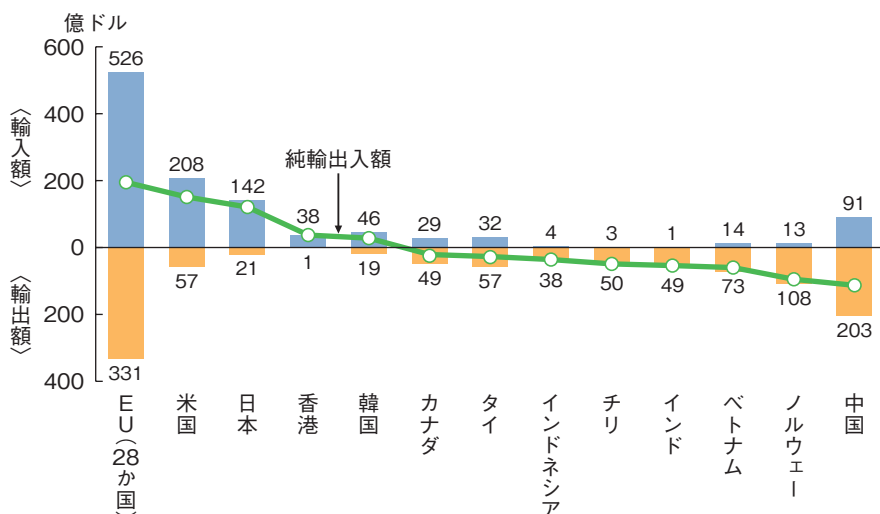
#### 世界の輸出量



#### 世界の輸入量



#### 主要国・地域の水産物輸出入額及び純輸出入額



### (4) 水産物貿易をめぐる国際情勢

- WTOルール交渉においては、漁業補助金に関する規律策定について継続的に議論。我が国は、禁止補助金は真に過剰漁獲能力・過剰漁獲につながるものに限定すべきとの立場。
- TPPは、平成28 (2016) 年2月に参加12か国が協定への署名を行ったが、平成29 (2017) 年1月の米国の離脱表明を受け、米国を除く11か国で早期発効に向けた議論が始まり同年11月に大筋合意。平成30 (2018) 年3月に署名。同年10月31日までに6か国が国内手続を完了し、同年12月30日にTPP11協定が発効。
- 日EU・EPAは、物品にかかる関税の削減・撤廃だけでなく、サービス貿易、投資自由化、知的財産権等の分野を対象に平成29 (2017) 年7月に大枠合意し、平成30 (2018) 年7月17日に署名。日EU双方の国内手続を経て、平成31 (2019) 年2月1日に日EU・EPAが発効。

## (5) 国際的な資源管理

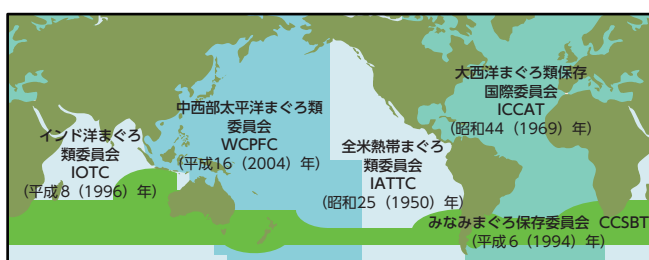
### (ア) カツオ・マグロ類の地域漁業管理機関の動向

- 世界のカツオ・マグロ類資源は、5つの地域漁業管理機関が全てカバーしており、我が国は全てに参加。責任ある漁業国として、資源の適切な管理と持続的利用のために積極的に参画。
- 中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）では、平成30（2018）年12月の年次会合で、太平洋クロマグロに関し、その年の漁獲上限に達しなかった分について、漁獲上限の5%までを上限として、翌年に繰り越せる規定（「繰越し」）が採択。メバチ・キハダ・カツオに関し、現行措置の2年間の延長が合意。
- 全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）は、平成30（2018）年8月の年次会合で、平成29（2017）年9月にWCPFCとの合同作業部会で合意された漁獲制御ルールが採択。
- 大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）では、熱帯マグロ類の資源状態が悪化していることから、メバチの平成31（2019）年以降の漁獲可能量（TAC）及び国別割当量やまき網のFAD規制について議論されたが、合意に至らず、平成30（2018）年のTACが引き続き適用。
- インド洋まぐろ類委員会（IOTC）では、平成30（2018）年の年次会合で、カジキ類の保存管理措置について、総漁獲量制限の設定、60cm以下の魚体の船上保持禁止等の措置が採択。
- みなまぐろ保存委員会（CCSBT）では、資源が回復傾向にあり、我が国割当量は平成30（2018）年には6,165トンまで増加。

### (イ) サンマ・マサバ等の地域漁業管理機関の動向

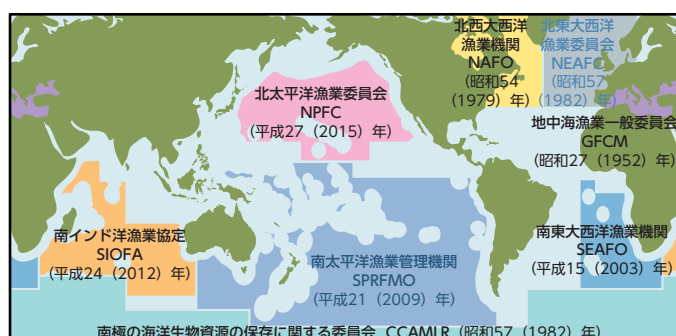
- 北太平洋の公海域では、北太平洋漁業委員会（NPFC）が、サンマやマサバ、クサカリツボダイ等の資源を管理。
- 平成29（2017）年7月に公海でマサバを漁獲する遠洋漁業国・地域の漁船の許可隻数の増加禁止（沿岸国の許可隻数は急増を抑制）が合意。
- 平成30（2018）年7月には、サンマの洋上投棄禁止及び小型魚の漁獲抑制の奨励について、現行の資源管理措置に追加されることが合意。
- 引き続き、将来的なサンマ資源の減少に対する我が国の懸念を強く訴え、漁獲量の適切な制限等、資源管理措置の更なる強化を働きかけ。

#### カツオ・マグロ類を管理する地域漁業管理機関



注：( ) は条約発効年

#### カツオ・マグロ類以外の資源を管理する主な地域漁業管理機関



注：1) 我が国はSPRFMO及びNEAFCには未加盟  
2) ( ) は条約発効年

### (ウ) IUU漁業の撲滅に向けた動き

- 規制措置を遵守せず無秩序な操業を行うIUU漁業は、水産資源に悪影響を与え、適切な資源管理を阻害するおそれ。
- 地域漁業管理機関による、正規の漁業許可を受けた漁船等のリスト化（ポジティブリスト）、IUU漁業への関与が確認された漁船や運搬船等のリスト化（ネガティブリスト）、漁獲証明制度による漁業由来の漁獲物の国際的な流通の防止等、IUU漁業の抑制・根絶に向けた取組を国際的に推進。
- 平成28（2016）年6月に発効した違法漁業防止寄港国措置協定により、締約国がIUU漁業に従事した外国漁船の寄港を禁止すること等の寄港国措置を通じて、寄港地での効率的・効果的な取締りが可能となり、IUU漁業の抑制・根絶につながることを期待。

## (エ) 二国間等の漁業関係

- ロシア、韓国、中国、台湾との間で政府間協定等に基づき操業。
- ロシアとの間では、双方水域における相互入漁条件やロシア系サケ・マスの操業条件等を協議。
- 韓国との間では、相互入漁における操業条件等が合意に至っていないため、協議を継続中。
- 中国との間では、相互入漁における操業条件等が合意に至っていないため、協議を継続中。
- 台湾との間では、日台それぞれのルールで操業できる水域を分け、試行的に操業。
- 太平洋島しょ国のEEZは重要な漁場であるが、入漁料の引上げ、保護区の設定等により入漁環境の厳しさが増大。

## (6) 捕鯨をめぐる新たな動き

- IWCは、「鯨類の保存」と「捕鯨産業の秩序ある発展」という2つの目的を持った資源管理機関であるが、持続的利用を支持する国と反捕鯨国との間の長年にわたる対立から、鯨の管理についても保護についても決められない状況が継続。
- 我が国は、IWCに資源管理機関としての機能を回復させることを目指し、30年以上にわたって、解決策を模索。
- 平成30（2018）年9月に開催されたIWC第67回総会では、我が国は、鯨と捕鯨に対する基本的な立場を異にする加盟国がIWCの中で「共存」できることを目指したIWC改革案を提案したが、鯨の保護のみを重視し、持続的利用の必要性を認めない国々からの歩み寄りは見られず、我が国の改革案は否決され、そこに至る議論で、異なる意見や立場が共存する可能性すらないことが明確化。
- 以上のような経緯に鑑み、我が国は、IWC加盟国としての立場の根本的な見直しを行い、あらゆるオプションを精査した結果、IWCからの脱退を決定。
- 令和元（2019）年7月から30年ぶりに再開される捕鯨業は、我が国の領海とEEZで、十分な資源が存在することが明らかになっているミンクジラ、イワシクジラ、ニタリクジラを対象に、IWCで採択された方式（RMP（改訂管理方式））により算出される捕獲枠の範囲内で実施。



IWC第67回総会で我が国の立場を説明する谷合農林水産副大臣（当時）



IWC管轄外のツチクジラ等を我が国沿岸で捕獲している小型捕鯨船

## (7) 海外漁業協力

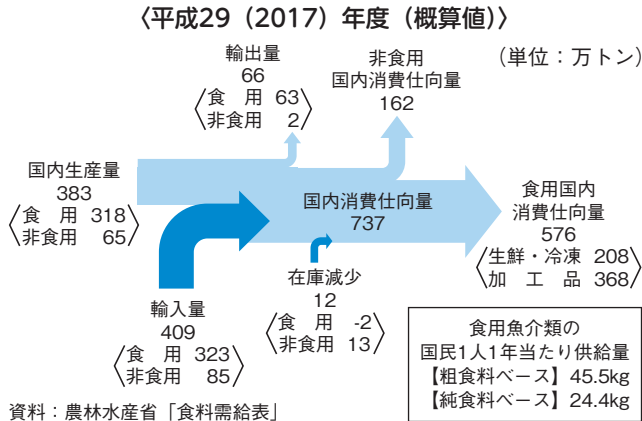
- 我が国は、我が国漁船にとって重要な漁場を有する国や、海洋生物資源の持続的利用の原則を共有する国を対象に、水産業の振興や資源管理を目的とする水産分野の無償資金協力（水産関連の施設整備等）や技術協力（専門家の派遣等）を実施。
- 我が国漁船が入漁している太平洋島しょ国等の沿岸国に対しては、民間団体が行う水産関連施設の修繕等に対する協力や水産技術の移転・普及に関する協力を支援。
- 東南アジア地域における持続的な漁業の実現のため、東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC）への財政的・技術的支援を実施。

## 第4節 我が国の水産物の需給・消費をめぐる動き

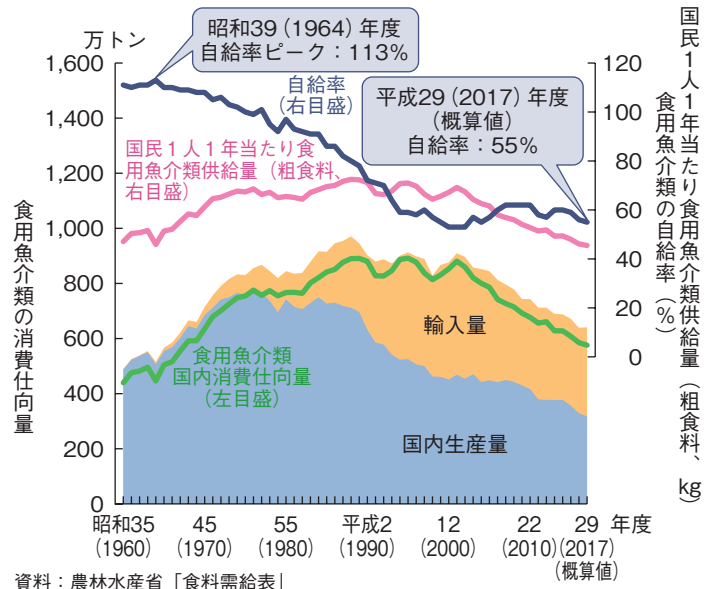
### (1) 水産物需給の動向

- 平成29（2017）年度の魚介類の国内消費仕向量は737万トン（原魚換算ベース、概算値）。うち576万トン（78%）が食用、162万トン（22%）が非食用（飼肥料向け）。
- 平成29（2017）年度の食用魚介類の自給率（概算値）は、前年度から1ポイント減少して55%。

#### 我が国の魚介類の生産・消費構造



#### 食用魚介類の自給率の推移

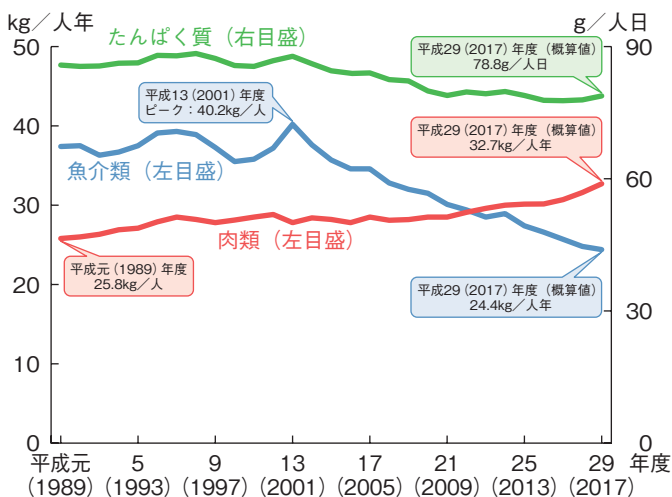


### (2) 水産物消費の状況

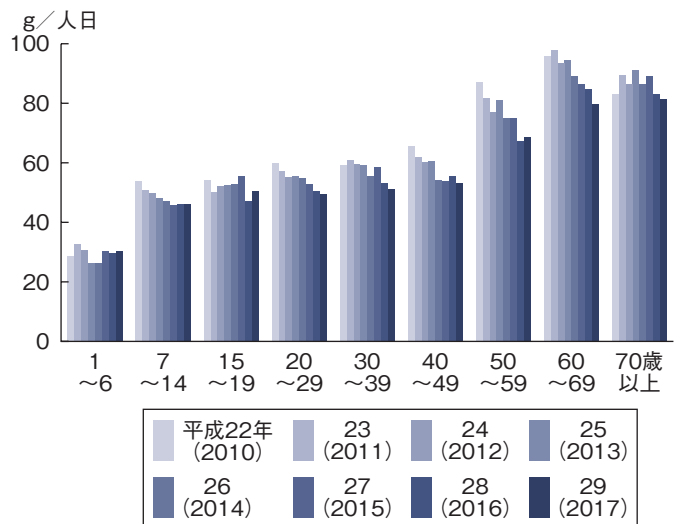
#### (ア) 水産物消費の動向と消費者の意識

- 食用魚介類の1人1年当たり消費量は、平成29（2017）年度は前年より0.4kg減の24.4kg（概算値）。
- 40代以下の魚介類摂取量は50代以上と比べ少ない。50～60代も減少傾向。一方で、20歳未満では摂取量が横ばい傾向。
- 魚種別の購入量は、切り身の状態で売られているサケ、マグロ及びブリが上位。
- 生鮮魚介類の1世帯当たり年間支出額は、近年、横ばい傾向となっていたが、ここ2年はやや減少傾向。
- 消費者を対象とした食の志向に関する調査では、健康志向、簡便化志向の人が増加。

#### 食用魚介類及び肉類の1人1年当たり消費量（純食料）とたんぱく質の1人1日当たり消費量の推移



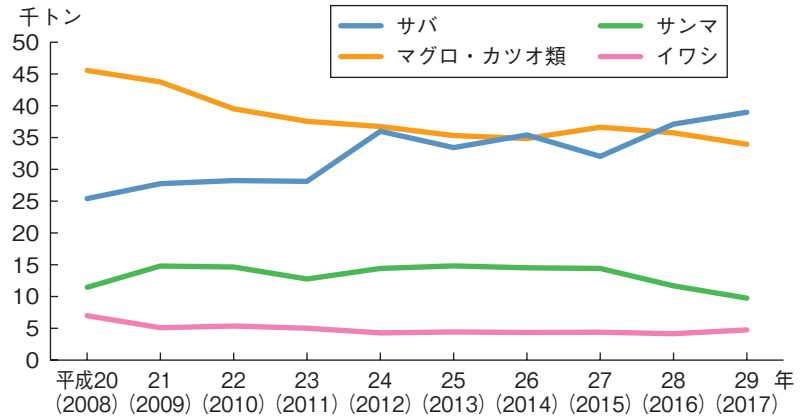
#### 年齢階層別の魚介類の1人1日当たり摂取量



## コラム 今、注目を集めるサバ缶

サバ缶は水産缶詰の中で最も多く生産。東日本大震災後、備蓄食の1つとして手ごろな価格のサバ缶の生産量が増加。その後も栄養豊富な青魚で健康面の効果がメディアで取り上げられたことや安定的な供給もあり、サバ缶ブームが継続。同じくDHAやEPAが豊富なイワシ缶など他の水産缶詰も注目。

## 主な水産缶詰の生産量



資料：(公社)日本缶詰びん詰レトルト食品協会のデータに基づき水産庁で作成

## (イ) 魚食普及に向けた取組

- 若年層の魚介類の摂取量が減少する中、学校給食等を通じ、水産物に親しむ機会を作ることが重要。近年は、漁業者等が自ら出前授業を行うなど魚食普及を図る活動も活発化。
- 官民協働の「魚の国のしあわせ」プロジェクトでは、手軽においしく食べられる商品・食べ方を選定する「ファストフィッシュ」(平成31(2019)年3月末現在3,288商品)等を実施。全国漁業協同組合連合会では、漁師自らが自信を持って勧める水産物を「プライドフィッシュ」として選定、紹介。

### 事例 未利用魚を有効に活用する学校給食(横浜市神奈川区)

横浜市中央卸売市場の魚食普及推進協議会は、神奈川区内の小学校と連携し、「未利用魚」を活用した学校給食を実施。併せて水産業の出前授業も実施。



横浜市立西寺尾第二小学校での出前授業  
(写真提供：横浜市)

### コラム 第6回Fish-1グランプリ

プライドフィッシュ料理コンテストと国産魚ファストフィッシュ商品コンテスト等が行われ、それぞれ「銚子つききんめ煮炙り丼」と「呼子剣先いか三色しゅうまい」がグランプリを受賞。



JF銚子(JF千葉漁連)  
銚子つききんめ煮炙り丼  
(写真提供：JF全漁連)

## (3) 消費者への情報提供や知的財産保護のための取組

- 食品表示は、平成27(2015)年より、「食品表示法」の下で包括的・一元的に実施。
- 国内で作られる全ての加工食品について、製品に占める重量割合上位1位の原材料を対象(おにぎりのりについては重量割合に関わらず対象)に、その原産地の表示を義務付ける食品表示基準の一部を改正する内閣府令が平成29(2017)年9月に施行。
- 水産エコラベル認証の動きが世界的に拡大。我が国においては、マリン・エコラベル・ジャパン協議会(MEL協議会)によるMEL認証の普及が進展。平成30(2018)年9月に世界水産物持続可能性イニシアチブ(GSSI: Global Sustainable Seafood Initiative)に承認を申請。
- 地理的表示保護(GI)制度では、水産物として、平成30(2018)年度に新たに「越前がに」が登録。

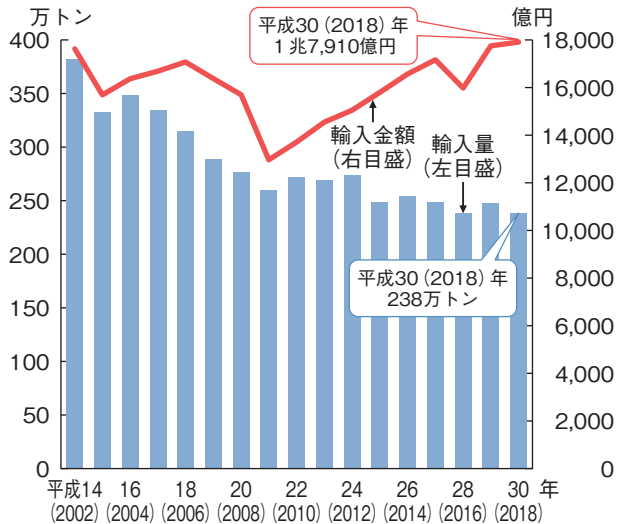
登録番号	名称	写真	特定農林水産物等の生産地
69	越前がに		福井県

## (4) 水産物貿易の動向

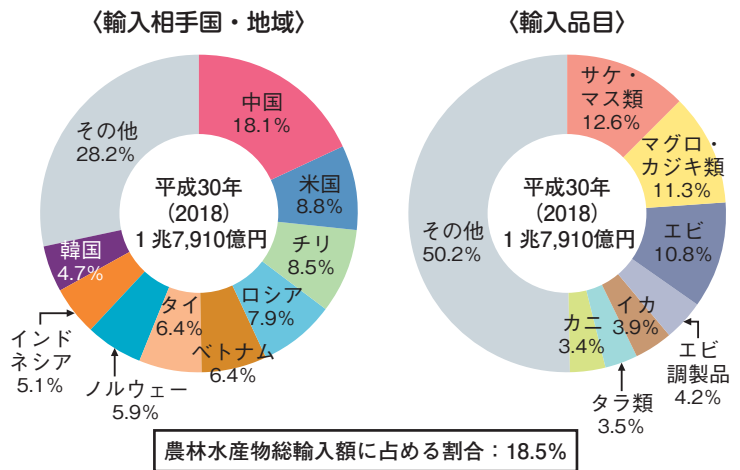
### (ア) 水産物輸入の動向

- 平成30（2018）年の水産物輸入量（製品重量ベース）は前年比4%減の238万トン。輸入金額は前年比1%増の1兆7,910億円。
- 国別では、中国、米国、チリ、ロシア等が輸入金額の上位。
- 品目別では、サケ・マス類、マグロ・カジキ類、エビ等が輸入金額の上位。

### 我が国の水産物輸入量・金額の推移



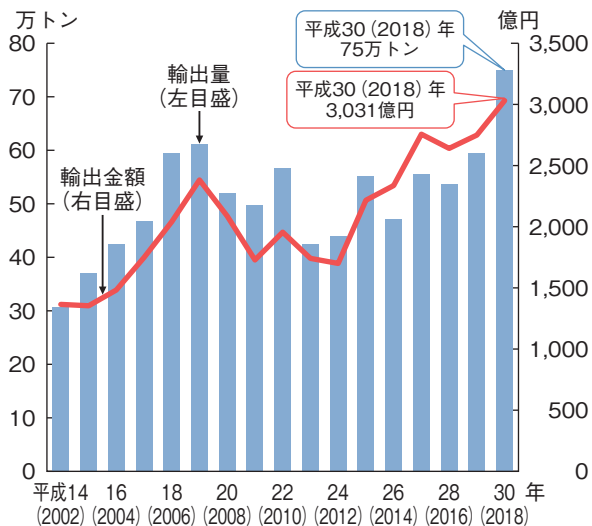
資料：財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成



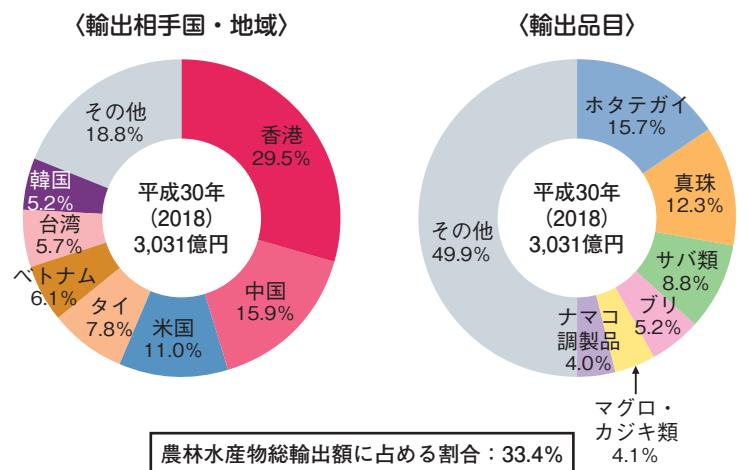
### (イ) 水産物輸出の動向

- 平成30（2018）年の水産物輸出量（製品重量ベース）は前年比26%増の75万トン。輸出金額は前年比10%増の3,031億円。
- 国・地域別では、香港、中国、米国が輸出金額の上位。
- 品目別では、ホタテガイ、真珠等が輸出金額の上位。
- 平成28（2016）年5月取りまとめの「農林水産業の輸出力強化戦略」では、水産物について、輸出拡大に向けた生産体制の整備、海外市場の拡大、輸出先国・地域の衛生基準等に適合した輸出環境の整備に取り組むこととしているところ。平成28（2016）年8月の「未来への投資を実現する経済対策」では、令和元（2019）年に農林水産物・食品輸出額1兆円（水産物3,500億円）を目標。

### 我が国の水産物輸出量・金額の推移



資料：財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成

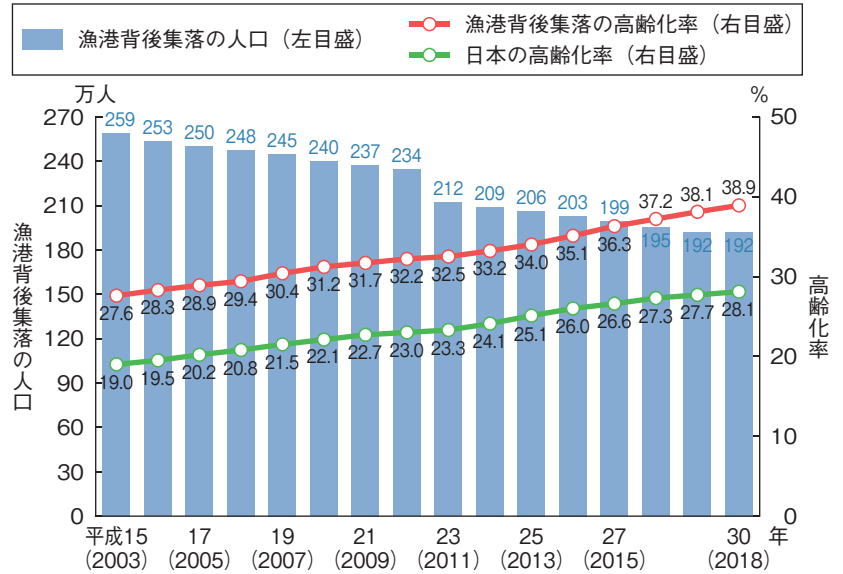


## 第5節 安全で活力ある漁村づくり

### (1) 漁村の現状と役割

- 漁業集落の多くが、漁業生産には有利である反面、自然災害に対して弱い立地（漁港背後集落のうち34%は半島、19%は離島地域）。高齢化、人口減少が進行（漁港背後集落の高齢化率は39%）。
- 漁業及び漁村は、1) 自然環境を保全する機能、2) 国民の生命・財産を保全する機能、3) 交流の場を提供する機能、4) 地域社会を形成し維持する機能等の多面的機能を発揮。広く国民一般が多面的機能の恩恵を享受。
- 新漁業法において、国及び都道府県は、漁業・漁村が多面的機能を有していることに鑑み、漁業者等の活動が健全に行われ、漁村が活性化するように十分配慮することが規定。

### 漁港背後集落の人口と高齢化率の推移



資料：総務省「国勢調査」、「人口推計」、水産庁調べ  
注：平成23 (2011)～30 (2018) 年の漁港背後集落の人口及び高齢化率は、岩手県、宮城県及び福島県の3県を除く。

### 漁業・漁村の多面的機能

#### 自然環境を保全する機能

干潟環境の悪化を防ぐため、貝類の突発的な大量斃死により発生した死骸を除去する取組 [福島県]

アマモの栄養林の移植や播種(はしゅ)により、アマモ場の維持・回復を図る取組 [岡山県]

オニヒトデ等のサンゴを食害する生物を除去し、サンゴ礁を保全する取組 [沖縄県]

カキ養殖場  
カキによって浄化されたきれいな海水 (遠く見える)  
プランクトンによって濁っている海水 (白っぽく見える)

#### 地域社会を形成し、維持する機能

百余隻に及ぶ大漁旗で飾った奉迎船が織りなす、勇壮な入船・出船の海上神事 [山口県祝島神舞]

キビナゴを使った伝統的鍋料理 [長崎県五島地方]

チソ・リン

水質浄化機能  
生態系保全機能  
漁獲によるチソ・リン循環の補完機能  
海難救助機能  
国境監視機能  
災害救援機能  
海域環境モニタリング機能  
植物プランクトン  
海域環境の保全機能  
再資源化

#### 交流等の場を提供する機能

体験乗船 [北海道]

干潟観察会 [三重県]

川で魚とりを楽しむ人々 [宮崎県]

転落者・漂流者の救助訓練の様子 [青森県]

流出油を回収する漁業者 [神奈川県]

資料：日本学術会議答申を踏まえて農林水産省で作成（水産業・漁村関係のみ抜粋）

#### 国民の生命・財産を保全する機能

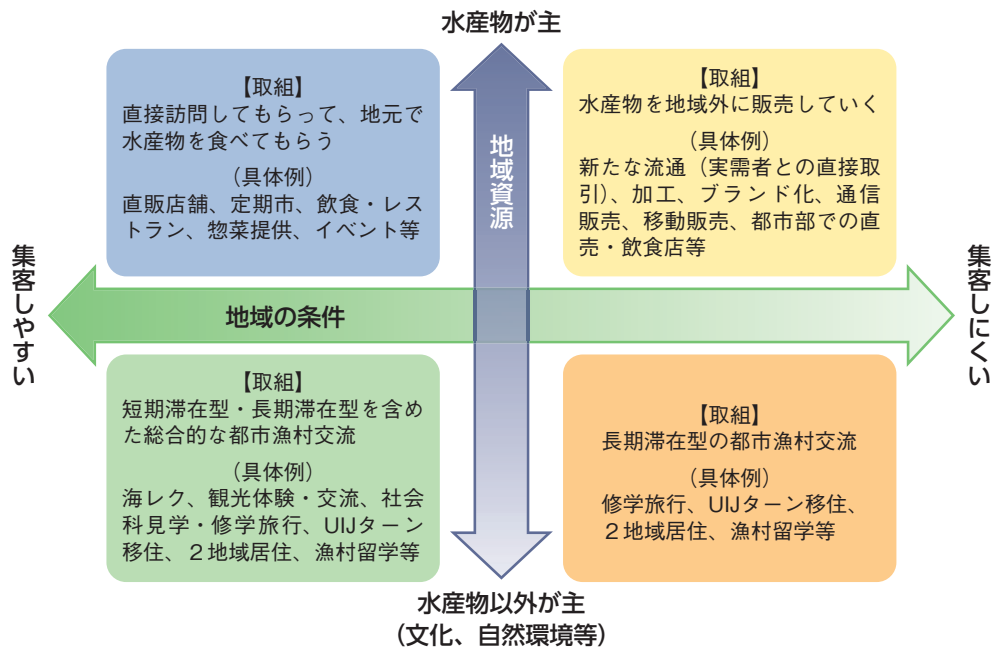
### (2) 安心して暮らせる安全な漁村づくり

- 漁港・漁村における防災機能の強化と減災対策の推進を図っていく必要。防波堤、防潮堤による集落の多重防護、粘り強い構造の防波堤、避難路の整備等を推進。
- 漁村では生活環境の整備が立ち後れ。集落道や漁業集落排水の整備等を推進。
- インフラの老朽化対策は政府全体の課題。予防保全のための対策を盛り込んだ計画に基づき、漁港・漁村インフラの維持管理、更新を推進。

### (3) 漁村の活性化

- 漁村の活性化のためには、地域が有する地域資源を見つけ出して、それぞれの地域の特性を把握した上で、具体的な取組内容を選定することが重要。内容に応じ、関連産業と連携を図ることも重要。
- 伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ農泊のうち、漁村地域における「渚泊」について、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組等のソフト対策や古民家等を活用した滞在施設等のハード対策を支援。
- 「浜の活力再生プラン」及び「浜の活力再生広域プラン」の取組により、漁業振興を通じた漁村の活性化が期待。

#### 漁村の特性と取組例



#### 事例 廃校を活用した都市漁村交流 (福井県若狭町)

福井県若狭町北部の西浦地区では、漁業就業者の減少や後継者不足対策として、平成29(2017)年に廃校となった小学校の校舎を地元の魚を加工する調理場や滞在可能な宿泊室などに変え、漁村体験施設として有効活用し、次世代を担う若者を都市部から呼び込み、若者と地元住民の世代を超えた交流を図ることで元気とにぎわいを創出する地域活性化の取組を推進。

平成30(2018)年4月には、若狭町みさき漁村体験施設「みさきち」としてオープン。



セミナーの様子



図工室を調理場に改修

(「みさきち」ウェブサイト)

## 第6節 東日本大震災からの復興

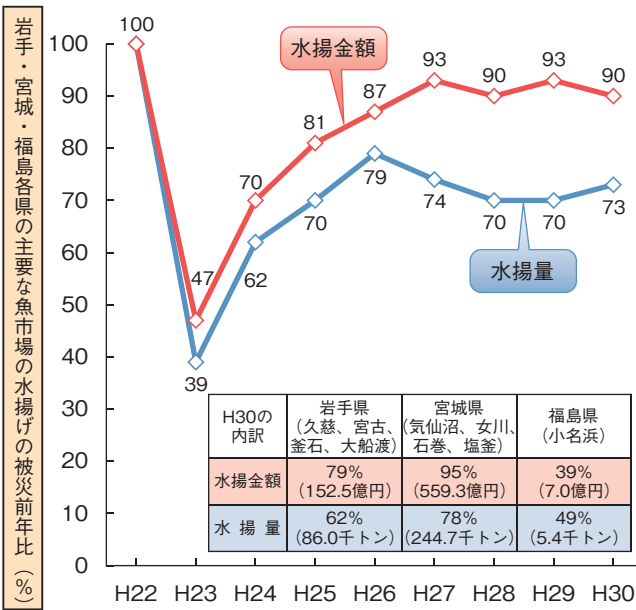
### (1) 水産業における復旧・復興の状況

- 国は被災地の水産業の復旧・復興に引き続き取組。
- 水産業の拠点となる漁港には、高度衛生管理型荷さばき所や耐震強化岸壁等を整備。

水産業復旧・復興の進捗状況（平成31（2019）年3月取りまとめ）

1 水揚げ

・震災前年比で水揚げ金額90%、水揚量73%まで回復。

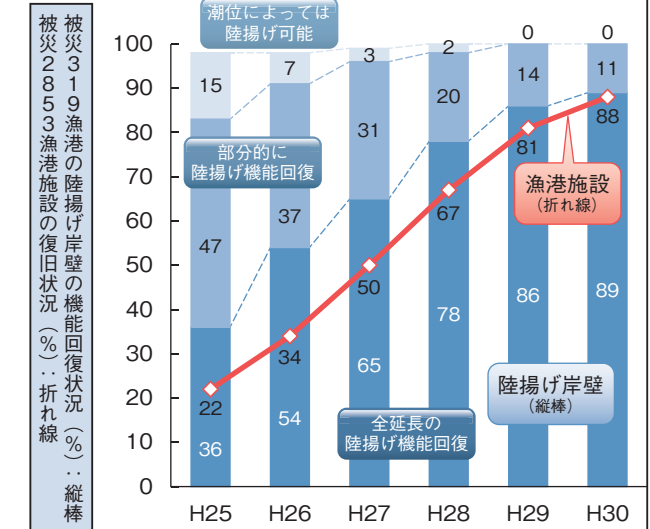


水揚げ金額(億円)	801	375	560	649	695	743	722	741	719
水揚量(千トン)	463	181	285	325	367	345	323	322	336

※H22年は22年3月～23年2月、その他の年は2月～翌年1月。

2 漁港

・被災した漁港の全てで陸揚げ機能が回復。

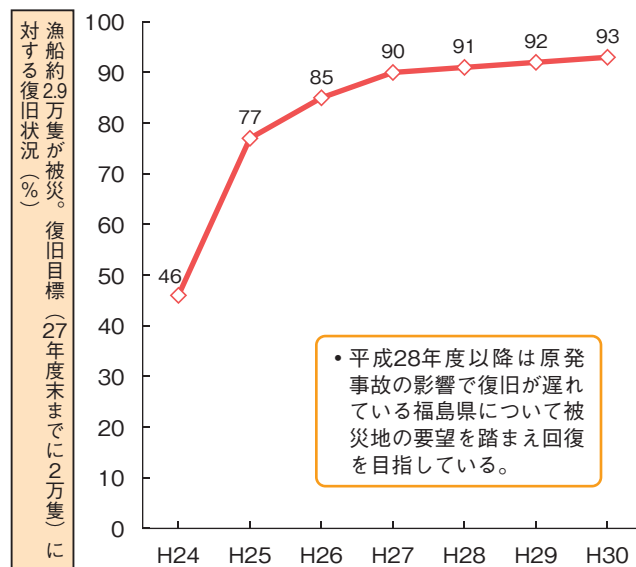


陸揚げ岸壁について	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全延長の陸揚げ機能回復(漁港)	115	172	208	248	273	284
部分的に陸揚げ機能回復(漁港)	149	117	99	65	45	35
潮位によっては陸揚げ可能(漁港)	48	23	9	5	1	0
復旧が完了した漁港施設(施設)	631	974	1,417	1,903	2,324	2,514

※各年の状況は3月末時点。  
 ※漁港施設とは、岸壁、防波堤、泊地、道路等をいう。  
 ※被災漁港数は7道県の合計。

3 漁船

・復旧目標（2万隻）については、93%まで進捗。

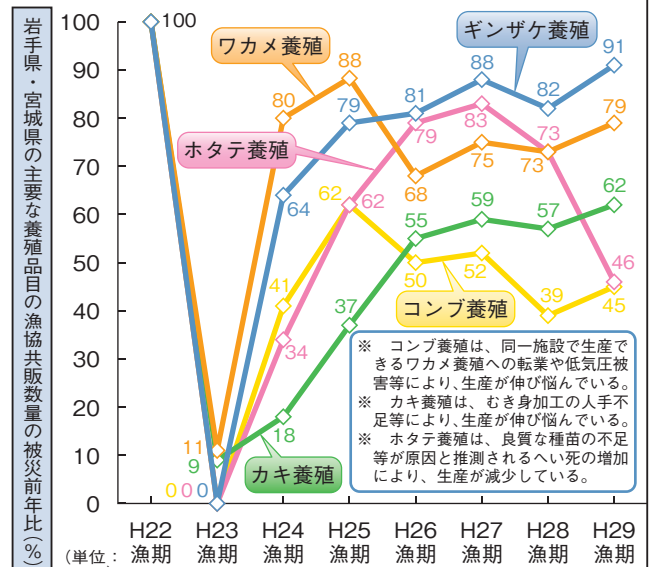


復旧隻数	9,195	15,308	17,065	17,947	18,257	18,486	18,651
うち岩手	4,217	7,768	8,542	8,805	8,852	8,852	8,852
宮城	3,186	5,358	6,293	6,861	7,106	7,310	7,465
福島	—	256	289	340	358	383	393

※各年の隻数は3月末時点。  
 ※復旧隻数は21都道県の合計。

4 養殖

・再開を希望する養殖施設は29年6月末に全て整備完了。

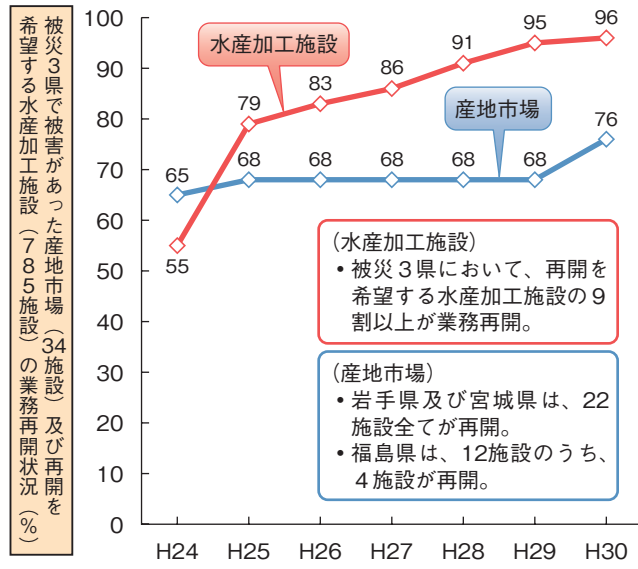


ワカメ養殖*1	34,439	3,742	27,379	30,414	23,354	25,799	25,002	27,047
コンブ養殖*2	13,817	0	5,633	8,502	6,904	7,205	5,433	6,250
カキ養殖*3	4,031	354	719	1,476	2,207	2,386	2,316	2,503
ホタテ養殖*4	14,873	56	5,130	9,245	11,677	12,313	10,871	6,810
ギンザケ養殖*5	14,750	0	9,448	11,619	11,978	13,007	12,159	13,486

※1 漁期は2月～5月。 ※3 漁期は9月～翌年5月。 ※5 漁期は3月～8月。  
 ※2 漁期は3月～8月。 ※4 漁期は4月～翌年3月。

## 5 加工流通施設

・再開を希望する水産加工施設の9割以上が業務再開。



(水産加工施設)  
 ・被災3県において、再開を希望する水産加工施設の9割以上が業務再開。

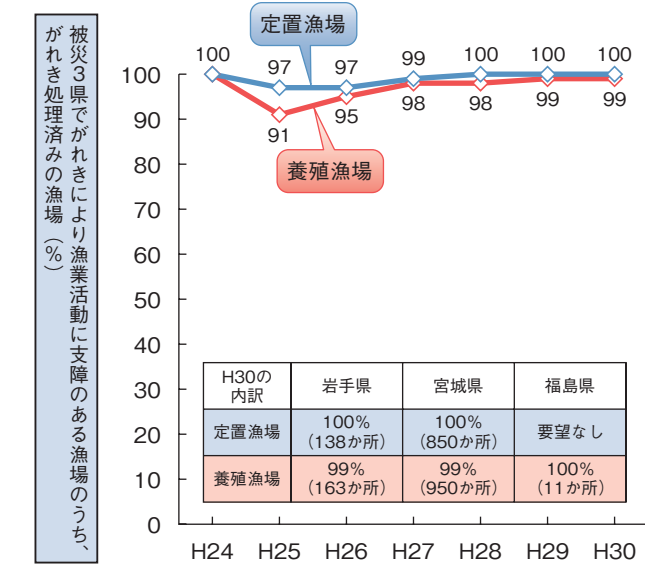
(産地市場)  
 ・岩手県及び宮城県は、22施設全てが再開。  
 ・福島県は、12施設のうち、4施設が再開。

年次	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
業務再開した水産加工施設(施設)※1	418	645	672	705	729	749	754
業務再開した産地市場(施設)※2	22	23	23	23	23	23	26

※1 各年の数字は、H24年が3月末、H25年からH29年は12月末時点、H30年は9月末時点。  
 ※2 各年の数字は、H24年が4月末、H25年が12月末、H26年以降は2月末時点。

## 6 がれき

・がれきにより漁業活動に支障のあった定置及び養殖漁場のほとんどで撤去が完了



	H30の内訳	岩手県	宮城県	福島県
定置漁場	100%	100%	100%	要望なし
養殖漁場	99%	99%	99%	100%
		(138か所)	(850か所)	(11か所)

活動に支障のある漁場(か所)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
定置漁場	958	1,003	1,004	987	992	990	988
うち処理済み	958	975	976	980	988	988	988
養殖漁場	804	1,071	1,101	1,100	1,129	1,131	1,135
うち処理済み	801	973	1,045	1,077	1,103	1,116	1,124

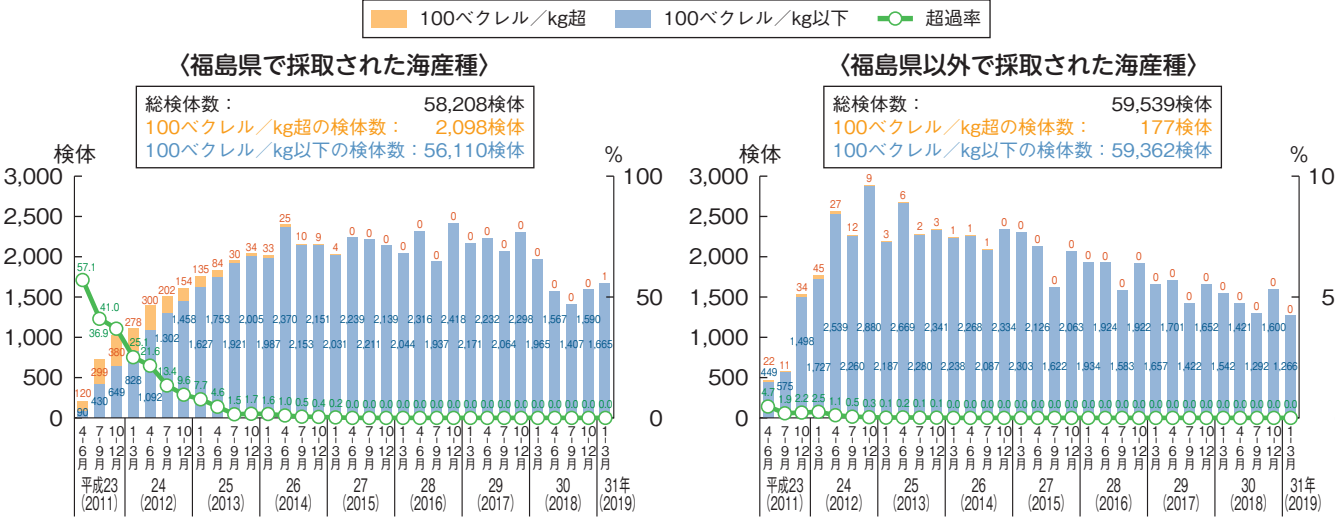
※支障のある箇所数が増減するのは、気象海象によりがれきが当該漁場に入ったり、流出したりするためである。  
 ※各年の数字は3月末時点。

## (2) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響への対応

### (ア) 水産物の放射性物質モニタリングと福島県沖での試験操業・販売

- 国、関係都道県、漁業関係団体が連携し、水産物の放射性物質モニタリングを実施、結果を公表。
- 海産種において、福島県では平成31(2019)年1月に基準値超過が1検体検出されたのみ(3年10か月ぶり)、同県以外では平成26(2014)年9月以降、基準値超えの検体なし。淡水種では、平成30(2018)年度に基準値を超えた検体は、福島県で5検体、同県以外ではなし。
- 福島県沖では、モニタリングの結果を踏まえて試験操業・販売を実施。平成29(2017)年4月から対象魚種は全ての魚介類(出荷制限魚種を除く)。また、平成30(2018)年6月より、キツネメバル、シロメバル、スズキが出荷対象となり、福島県沖の重要な種のほぼ全てが出荷対象。

### 水産物の放射性物質モニタリング結果 (平成31(2019)年3月末現在)



## 事例 復活した「常磐もの」をお届け！～福島鮮魚便～

福島県と福島県漁業協同組合連合会、イオンリテール株式会社は平成30（2018）年6月より、首都圏の5店舗で福島県産魚の常設販売コーナー「福島鮮魚便」を開設。福島の沿岸漁業の魚は、試験操業により全て日帰りの操業のため、高鮮度。また、これらの魚は福島県が行うモニタリング検査、漁協が行う日々のスクリーニング検査、更にイオンリテール（株）が行う週一回の検査の対象となっており、鮮度の良さと安心・安全が大きなポイント。また、売場では事前に研修を受けた「販売員」が毎日試食販売を行い、消費者においしさや安全性、食べ方だけでなく、流通経路の説明や鮮度のアピールも実施。平成30（2018）年10月からは更に首都圏及び宮城県の8店舗に拡大。



「福島鮮魚便」のロゴマーク  
(資料提供：福島県)

### (イ) 風評被害の払拭と諸外国の輸入規制への対応

- 一部の消費者の間では、福島県産の食品に対し根強い懸念。水産庁では、最新のモニタリング結果や水産物と放射性物質に関するQ&A等をwebサイトで公表する等、正確で分かりやすい情報提供に努力。
- 海外に向けてもモニタリング結果を公表、調査結果や安全確保のための措置等を説明、輸入規制の緩和・撤廃を働きかけ。水産物について輸入規制を講じていた53か国・地域のうち30か国が平成31（2019）年3月末までに輸入規制を完全撤廃。
- 韓国については、平成27（2015）年より、WTO協定に基づく紛争解決手続を開始。平成30（2018）年2月、韓国は、WTO/SPS協定に従って措置を是正するよう勧告する内容の報告書を公表したパネルの判断を不服として、同年4月にWTO上級委員会へ申立て。平成31（2019）年4月12日、上級委員会は報告書を公表し、パネルの判断の一部を取り消したものの、日本産食品の安全性についてはパネルの判断から変更なし。
- 日本産農林水産物・食品に対して、輸入規制措置を継続している国・地域に対し、我が国の食品の安全性及び安全管理の取組を改めて説明しつつ、引き続き輸入規制の撤廃・緩和を働きかけ。